

## 郡山市消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市消防団員（以下「団員」という。）の確保及び消防活動の円滑な遂行を推進し、消防力の充実強化を図るため、郡山市消防団の消防車両の用に供する準中型免許を取得する団員に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通免許 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する普通自動車免許をいう。
- (2) 準中型免許 法第84条第3項に規定する準中型自動車免許をいう。
- (3) 教習所 法第99条に規定する指定自動車教習所をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する団員とする。

- (1) 平成29年3月12日以降に普通免許を取得している団員
- (2) 団員として1年以上の活動実績があり、かつ、普通免許の取得後1年以上経過している団員
- (3) 市税（個人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない団員
- (4) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない団員
- (5) 本要綱による補助金の交付を受けたことがない団員

(補助金の交付の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、教習所において、準中型免許の取得に要する次の経費とする。

- (1) 教習所の入所に要する経費
- (2) 自動車の運転に関する技能及び学科の教習（正規の教習時間に係るものに限る。）に要する経費
- (3) 教習所に入所後、最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる補助対象経費の総額の2分の1の額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする団員は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号のその他市長が必要と認

めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請時に所有している普通免許証の写し
- (2) 教習所が作成した見積書等準中型免許の取得に要する経費がわかる書類
- (3) 誓約書兼同意書（別記様式）  
（軽微な変更の範囲）

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更とする。  
（補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 準中型免許の取得の日から5年以上団員として活動すること。  
（実績報告）

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業で取得した準中型自動車運転免許証の写し
- (2) 教習所で発行した領収書等準中型免許の取得に要した経費の支払いがわかる書類の写し  
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。